

署名の成功で 核燃から決別を

条例の骨子

1. 青森県を高レベル廃棄物（核のゴミ）の最終処分地にしない
2. なし崩し的に事実上の最終処分地にしない
3. 核のゴミの「発生源」を止める
4. 核のゴミの負担を子孫に残さない

目標

- ・ 2022年5月の県議会に請願予定
- ・ 県内10万筆＋全国

2020.12.11上十三地区集会

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」をすすめる
県民の会 共同代表 浅石紘爾

事務局 八戸市根城9-19-9浅石法律事務所内
電話・FAX 0178-47-2321
E-Mail 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp



子どもたちに負の遺産を残さない!!

安全・安心して豊かな青森のため
再処理・原発・核燃を止め
高レベル放射性廃棄物の
最終処分地にならない条例の制定を!

県民の
声で

QRコードを
多くの方の署名・入会をお願いします。

■発行:「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める県民の会

●事務局・連絡先:〒039-1166 青森県八戸市根城9丁目19-9 浅石法律事務所内
核燃料サイクル阻止一万人訴訟原告団事務局 / TEL & FAX: 0178-47-2321
✉ 1man-genkoku@mw ●公式ホームページ: <http://kenminnokai.s1010.xrea.com>

条例の狙い

1. 全県的な反核燃運動の再構築を図る

テーマ 本能に訴え共感が得られる
手段 住民が政策的決定に署名の形で主体的に参加できる

2. 知事の無策を糾弾

- ① 海外返還廃棄物の「一時貯蔵」のウソ
むつ中間貯蔵のウソ
- ② 破綻した核燃と心中するな

3. 国策変更の起爆剤とする

再処理撤退の障害となっている
政策変更リスクの解消
信頼関係を形成する原子力マネー・
核燃マネー依存からの脱却

高レベルの現状

種類	貯蔵場所		数量	貯蔵期間
ガラス固化体	県内	六ヶ所再処理工場	346本	稼働期間(40年)以上か？
		海外返還廃棄物管理施設	1,830本 (英国分1,000本追加予定)	30～50年
	県外	東海再処理工場	247本	
高レベル廃液	県内	六ヶ所再処理工場	223m ²	
	県外	東海再処理工場	430m ²	
TRU廃棄物(※)	県内	六ヶ所再処理工場		
		海外返還廃棄物管理施設		
		MOX燃料加工工場(予定)		
	県外	東海再処理工場		
使用済燃料	県内	六ヶ所再処理工場	2,970トン	
		東通原発	100トン	貯蔵率22%
		むつRFS(予定)		50年
	全国17原発 (2020.9現在)		16,060トン (固化体換算 約2.2万本分)	貯蔵率75%
使用済MOX燃料	県内	大間原発(予定)		

※TRU 超ウラン元素(ネプツニウム、プルトニウム、アメリシウムなど)半減期が長い
切断されたさや管(ハル)、エンドピースなど

破綻した再処理にとどめを！

2020. 7. 29原子力規制委員会は六ヶ所再処理工場が法定要件と新規基準に適合するとして、変更許可を下した。しかし、再処理を取り巻く情勢は、明らかな **破綻状態** を示している。

破綻項目		解説
資源の有効利用 (プルトニウム・リサイクル)	高速増殖炉計画 もんじゅ廃炉	2018. 3. 28廃止措置認可 実施主体：日本原子力研究開発機構。 廃炉費用1兆円か。全体工程（2018～2047 30年間。4段階） 核燃料サイクルの要の一つがなくなり、六ヶ所再処理を動かしてプルトニウムを作る必要がなくなった。
	プルサーマル計画の停滞	2000年の長計では、2010年までに16～18基でプルサーマル計画。しかし、現在の再稼働原発はわずか4基。今後増える見込みなし。→MOXを作る必要性がない
	高速炉計画の挫折	もんじゅ廃炉後の核燃料サイクルとして登場。MOX燃料を利用した資源の有効利用、高レベルの減容、有害度の低減を目指す。仏のアスリッド計画に便乗して研究開発を進めるも、資金面で難航。計画挫折すれば再処理工場でMOXを作る必要はなくなる。
核不拡散	余剰プルトニウム	平成30年7月4日 政府がエネルギー基本計画。プルトニウム保有量の削減方針を閣議決定。 平成30年7月31日 原子力委員会決定。保有量に上限を設け、国（再処理機構）はプルサーマル実施に必要な分だけ再処理量を管理。六ヶ所再処理工場から出るプルトニウム量は最小限に。全量再処理路線の見直し
	日米原子力協定	2018年7月16日に自動延長となり、相手国の一方的申入れで協定を終了させることが可能となった。米国側から、核不拡散の見地から我国のプルトニウム政策について、しばしば非難や懸念が寄せられており、これが外圧となり上記のプルトニウム削減の閣議決定が原子力委員会方針につながった。 米国の新しい民主党政権下で、六ヶ所再処理工場の一時凍結（モラトリアム）を提唱するブレーン・シンクタンクの影響により協定打ち切りなどの議論が予想される。
原発ルネッサンスの閉幕		原発産業（東芝、日立、三菱重工）の凋落 原発輸出政策の失敗（イギリス、ベトナム、トルコ・・・） 3・11事故の影響・原発建設費の高騰が原因
高レベル最終処分の行きづまり		地震と火山大国の日本列島に処分可能な安定・安全な適地を見つけることは不可能。 処分地選定までに30年かかるが、先行きは不透明→再処理政策継続の障害が解決されていない
高レベル廃棄物 処理のウソ	減容化	体積は再処理によって1/4～2/5程度減容。しかし、再処理と使用済燃料中の94%の回収ウランが廃棄物として残るので単純比較できない。 また、逆にMOXを燃やせば、新たな使用済燃料が発生しその分高レベルが増える。 更に、再処理に伴って発生する大量の低・中レベルを含めると廃棄物の総量は膨大となる。
	有害度低減化	使用済燃料中のウラン・プルトニウムを回収した後に残るマイナーアクチノイドを「分離核変換法」によって、そこから発熱性・長寿命のものを取り除く方法であるが、この技術は研究開発中で実用化されていない。

最終処分地選定の困難性(1)

① 候補地選び 公募→応募

② 科学的特性マップのウソと狙い

「好ましい地域」（淡緑色・緑色）65%

核廃棄物の輸送に便利だから（沿岸から20km）

青森県は火山を除いてほぼ全域

「好ましくない地域」

黄色・・・火山の中心から15km以内、長さ10km超の活断層

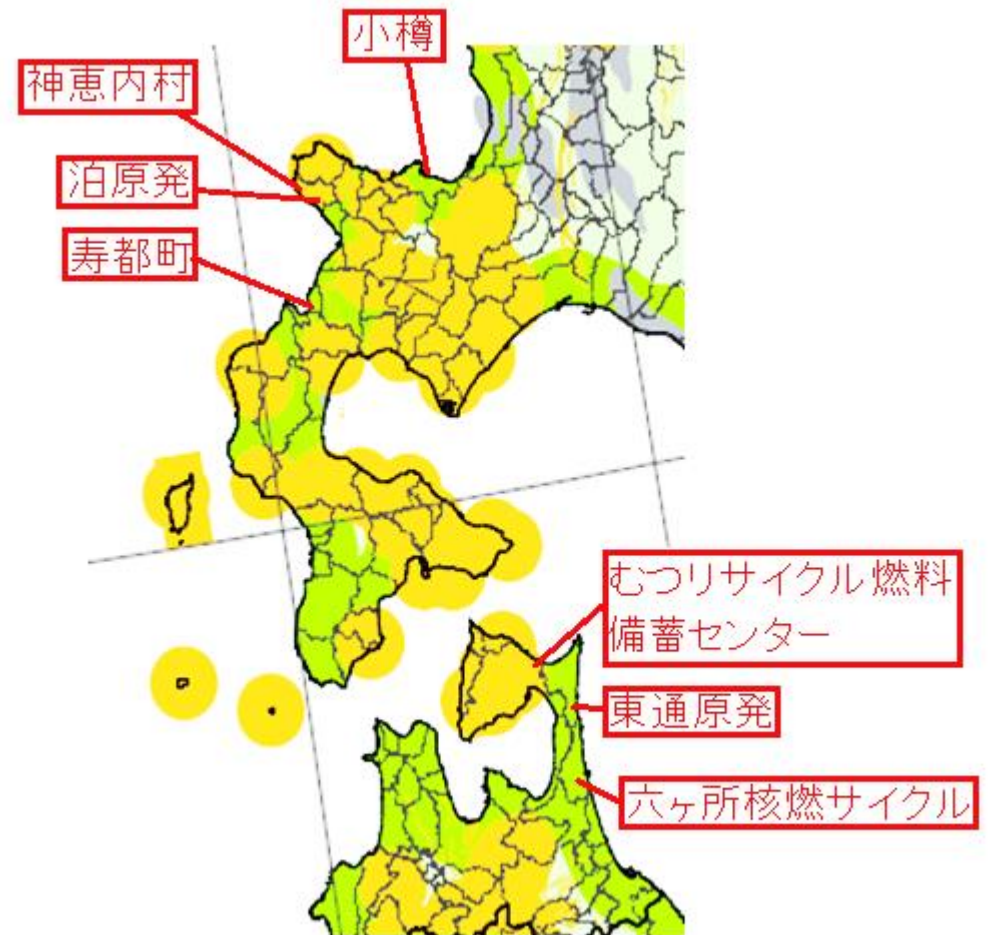
シルバー・・・鉱物資源（石炭、石油、ガス、鉱物）

マップの狙い

国民的議論の喚起を目的とするが、実際は原子力マネーの誘惑にかられる自治体に安全性の**印象操作**をして文献調査応募の突破口とする試み

③ 文献調査のワナ

- ・ 20億円という疑似餌
- ・ 調査とは名ばかりで（マップ作成により終了）、その実体は「地元との対話」による次の概要調査にむけての地元工作。
- ・ 寿都町長は、90億円もらったら自分の役目は終わりと高言しているが、原子力マネー漬けになった町財政を立て直せるかは疑問。概要調査開始の要件である首長の意見は尊重義務はあっても**法的義務ではない**。
- ・ NUMOは文献調査地区として数か所以上に白羽の矢を立てている。



「科学的特性マップ」（資源エネルギー庁ホームページ）

最終処分地選定の困難性(2)

① 最終処分の規制

法律	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律
責任主体	原子力発電環境整備機構（NUMO） 本来は発生者責任の原則に則り電力会社でなければならない。
処分方法	地下300m以上の地層に埋設
処分対象	ガラス固化体、TRU廃棄物（使用済燃料含まず）
処分地の選定	公募制→応募制（科学的特性マップ）

② 処分地選定手続

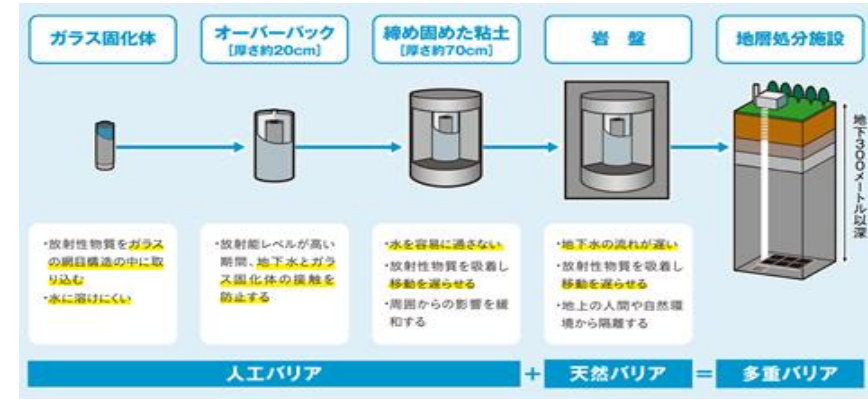


「放射性廃棄物WG中間とりまとめ」2014年5月に加筆

③ 処分の安全性

1. 人工バリア 工学的健全性なし

数10万年の超長期間、ガラス固化体とその容器（オーバーパック）の健全性は保証されていない。



2. 天然バリア—日本列島に適地なし

- ① 地質環境—変動帯に位置
 - ・ 北欧のような安定した地層はない
 - ・ 日本列島は4大プレートに挟まれた地震帯、環太平洋火山帯の一部で世界一の火山集中地域
- ② 地下水環境

深地下構造の実測と地下水の動きの予測は不可能。
人工バリアの腐蝕による放射能漏洩の危険。

④ 日本学術会議の提言

1. 50年間の暫定保管（乾式貯蔵）

最初の30年間で国民の合意形成と適地選定
残りの20年間で処分場建設（地上で乾式）

2. 使用済燃料の線量規制

青森県は大丈夫？

政治的歯止めがあるというが！

1. 国の確約—実効性なし

- ・政権が変われば口約束が破棄される恐れ
- ・確約は「**知事**の**了解なし**に」は処分地にしないという条件付
- ・法的強制力を伴わない

2. 覚書 —やはり実効性なし

- ・条件（再処理実施の困難性）成就の判断基準があいまい（日本原燃の一方的解釈で搬出先送り）
- ・「**施設外**に」とあるだけでどこへ搬出するのが全くあいまい。
- ・法的強制力を伴わない。

立地条件（適地か）

- ・マップは「特性」とありと公表している。
- ・政治的風土はととのっている（東通村の例、廃棄物の保管場所がそのまま処分地に）



東奥日報
2020. 10. 22

覚 書

青森県及び六ヶ所村並びに使用済燃料再処理機構は、下記のとおり覚書を締結する。

記

再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、青森県及び六ヶ所村並びに日本原燃株式会社が電気事業連合会の立会いのもと締結した覚書（平成10年7月29日締結）の趣旨を踏まえ、青森県及び六ヶ所村並びに使用済燃料再処理機構が協議の上、使用済燃料再処理機構は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

平成28年11月10日

青森県青森市長 島一丁目1番1号
青森県知事 三村 申 吾
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附475番地
六ヶ所村長 戸 田 衛
青森県青森市堤町二丁目1番7号
使用済燃料再処理機構
理事長 井 上 茂

なし崩し的に事実上の 最終処分地にならないか

その保証は全くない

その理由・・・

- ①「困難性(2)」参照
- ②政治的歯止めも効力ない

1. 最終処分地建設までに30年かかるのに候補地すら決まっていない

北海道の2町村が応募、受諾
寿都町長の発言・地元反対運動（リコール、東洋町の二の舞）

2. 日本列島に適地はない

3. すでに徴候がではじめている

中間（一時）貯蔵

- ・**海外返還廃棄物**（1830本）は、初搬入から25年経過し、搬出期限までにわずか5年を残すだけであり、50年の上限の場合は残り25年しかない。

最終処分場操業までに30年かかる計画に照らし、期限内搬出は不可能である。

- ・**RFS内の使用済燃料**も貯蔵期間内に最終処分場が操業する保証はない。東電・日本原電が引取る担保もない。

今すべきこと、できること

1. 県内（地元）での運動課題

- ・署名運動の成功
- ・再処理・管理施設の完工（本格稼働）阻止
大衆行動、核燃裁判の勝訴
- ・MOX工場、大間原発の建設中止
- ・実効性ある原子力防災の確立
- ・原子力に頼らない地域経済の再生
ソフトランディングの検討と具体化

2. 国内世論の喚起

- ・原発ゼロ法案（別紙1）の成立
拠出金附帯決議（別紙2）の実現
- ・安全規制の監視
原発再稼働阻止
（プルサーマル原発の動向に注目！）

3. 国際世論への働きかけ

- ・余剰プルトニウムの実態と核拡散の危険性を訴える
- ・日米原子力協定の打ち切り
- ・六ヶ所再処理工場の一時凍結（モラトリアム）

ソフトランディングするために

県民が声をあげて県政の変革を

地元に対する代償措置

原子力マネー依存症から脱却できる環境整備
→緩和策の提示

◎原子力に代わる地域産業振興（再生）策の公的支援

→地域産業と調和の取れた産業（工業など）の育成・推進、再生可能エネルギー
（太陽光・風力・バイオマス）の導入・普及

◎核燃廃止措置に伴う補償制度（新たな交付金・助成金制度の創設）

◎雇用確保の法制度化 廃止ビジネスの活用

◎青森の地場産業である1次産業（農林水産）の更なる育成・振興の助成

◎新たな協定の締結

原発なくても電気は足りている、再生可能エネルギーの促進を

原発なくても電気は足りる

青森は自然エネルギーの宝庫

太陽光 = 原発 10 基分

予備率3%以上
今冬も安定供給

大手電力9社

の
厳寒でも予備率6.1%

東北電今冬需給見通し

を除く大手電力9社は供給余力を示す予備率を提示。寒さが厳しく暖房需要が伸びる可能性がある。

〈2019年〉

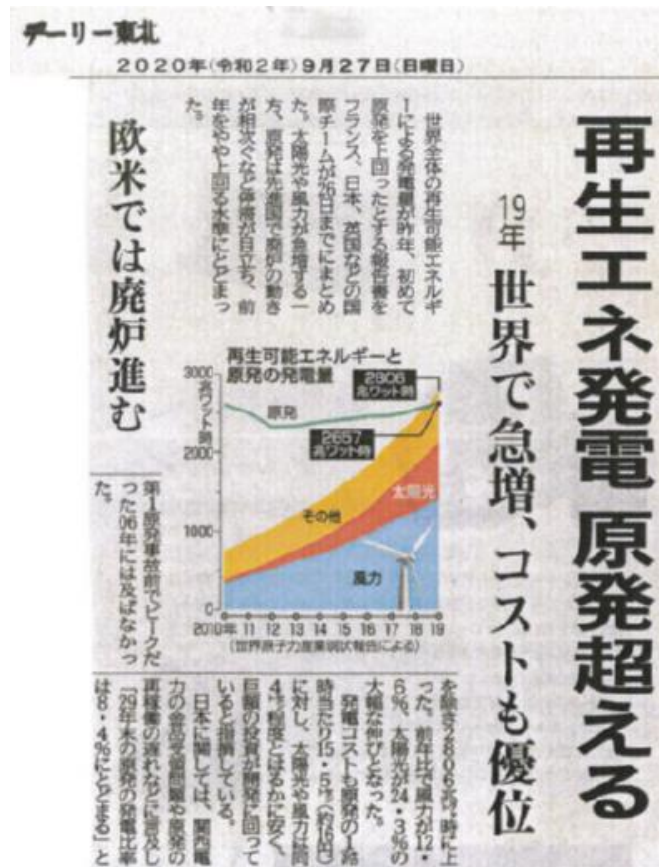


風力発電

本県41万戸10年連続1位

洋上構想進めば大幅増も

東奥日報2018.7.16



原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(通称:原発ゼロ基本法案)(概要)

2018.3.9衆議院の共同提出(立憲民主・共産・自由・社民・無所属の会)

目的

原発廃止・エネルギー転換(※)を実現するための改革に関し、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、並びに推進計画の策定等について定めるとともに、推進本部を設置することにより、改革を総合的かつ計画的に推進

(※) 全ての実用発電用原子炉等が廃止されるとともに、電気の需要量の削減及び再生可能エネルギー電気の供給量の増加によりエネルギーの需給構造が転換されることをいう

基本理念

全ての実用発電用原子炉等の速やかな停止及び計画的・効率的な廃止

電気の需要量の削減

再生可能エネルギー電気の供給量の増加

基本方針

・全ての実用発電用原子炉等の廃止及び使用済燃料・放射性廃棄物の管理・処分に
関する国の関与の在り方を検討

・地域住民の安全確保

・運転期間の延長を認めないこと、新增設・リプレースの禁止

・使用済燃料の再処理は行わない

・使用済燃料の再処理は行わない

・原発・再処理を廃止する事業者等への支援等

・再生可能エネルギー源等の原子力以外のエネルギー源の利用への転換

・周辺地域の雇用・経済対策

・公共施設における省エネの推進

・事業活動における省エネの促進

・建築物のエネルギー消費性能の更なる向上

・熱について再生可能エネルギー源及び廃熱の利用の促進

・分散型エネルギー利用の促進

・公共施設における再生可能エネルギー利用の推進

・電気について再生可能エネルギー源の利用の促進

・送配電事業の分離、電力系統の適正化

・「エネルギー協同組合」制度の創設

目標

☆法施行後5年以内に、全ての
実用発電用原子炉等の運転の廃止

☆2030年までに30%
以上削減(2010年
比)

☆2030年までに電気
供給量に占める割合
を40%以上

引用:立憲民主党ホームページ「法案概要」

異例の附帯決議
附帯決議の内容
① 核燃政策の柔軟性を確保(国は政策の見直し検討・必要な措置義務) ② 使用済燃料の直接処分や暫定保管を可能とする技術開発 ③ 「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則堅持(原則違反の再処理計画は不認可に)。 ④ 地域振興策、国際安全保障の確保。 ⑤ 使用済燃料の貯蔵、高レベル廃棄物の最終処分地選定に適確な対応。 ⑥ 民間企業の自主性に配慮し、活力発揮を損なわないよう留意すること。 ⑦ 立地自治体(青森県、六ヶ所村)との信頼関係の円滑化。 ⑧ 電力自由化、原発依存率の低減時代における課題への対処。原子力損害賠償制度の負担問題の検討。 ⑨ 再処理費用の積算の透明化、納付方法変更の柔軟な対応。
附帯決議の問題点
1. 施行後3年経過時に新法見直し(附則 § 16(検討)) ・ 決議に則り適切な措置が講じられないときには、再処理政策を見直さざるをえない。 ・ 余剰プルトニウム問題(③)、高レベル廃棄物の最終処分場問題(⑤)を3年で達成することは100%無理。 2. 決議に抜け落ちた論点 ・ 再処理の不経済性と国民負担増加の歯止め ・ 再生可能エネルギー普及促進の障害とならないこと